

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 1,103,730千円

単位：千円

充当対象事業		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	充当額	その他
社会福祉	障害者福祉事業	2,191,852	1,319,121	0	59,102	126,562	687,067
	高齢者福祉事業	212,793	6,897	0	28,792	27,549	149,555
	児童福祉事業	4,867,104	1,846,052	0	260,543	429,404	2,331,105
	母子福祉事業	48,992	22,301	0	4,101	3,514	19,076
	生活保護扶助事業	1,177,996	883,115	0	8,371	44,567	241,943
	その他	175,405	26,342	0	9,811	21,661	117,591
	小計	8,674,142	4,103,828	0	370,720	653,257	3,546,337
社会保険	国民健康保険事業	509,000	255,128	0	0	39,490	214,382
	介護保険事業	948,724	0	0	254	147,537	800,933
	後期高齢者医療事業	1,151,867	186,028	0	0	150,239	815,600
	小計	2,609,591	441,156	0	254	337,266	1,830,915
保健衛生	高齢者医療事業	205,497	78,352	0	34,261	14,448	78,436
	疾病予防事業	307,973	18,050	0	43,288	38,365	208,270
	健康増進事業	576,748	14,947	0	261,825	46,662	253,314
	母子保健事業	152,318	63,561	0	638	13,707	74,412
	診療所運営事業	74,399	0	0	74,241	25	133
	小計	1,316,935	174,910	0	414,253	113,207	614,565
合計		12,600,668	4,719,894	0	785,227	1,103,730	5,991,817

※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。